

# 令和7年度 那覇市定額減税補足給付金(不足額給付)

定額減税補足給付金(不足額給付)とは、令和6年度に実施した定額減税補足給付金(当初調整給付)の支給額に不足が生じる場合など(不足額給付1または不足額給付2)に追加で給付を行うものです。

支給対象者: 令和7年1月1日時点に那覇市在住で、  
以下の不足額給付1または2に該当する方

## 不足額給付1

令和6年度に実施した定額減税補足給付金(当初調整給付)の算定に際し、令和5年所得などを基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額などが確定したのちに、本来給付すべき額が、定額減税補足給付金(当初調整給付)を上回る方に、不足分の給付を行います。

## 不足額給付2

以下の要件をすべて満たす方に、上限4万円(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円)の給付を行います。

- 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割の定額減税前税額がゼロ
- 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税において合計所得金額が48万円を超えるか、かつ1,805万円以下、または青色事業専従者・事業専従者(白色)のため、税制度上「扶養親族等」から外れてしまう方
- 令和5年から令和6年にかけて実施した低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に非該当

上記のほか、「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する方は、3万円以内の個別の支給額となります。

## 1 令和6・7年度の税情報や、過去の給付金の支給状況、口座情報 を市が把握している方

対象者には支給内容や確認事項が書かれた支給案内(白色の用紙)を8月上旬頃から順次発送します。原則、申請手続きは不要で、8月下旬以降順次振込予定です。

## 2 上記①以外の方

対象者には、確認書(紫色の用紙)または申請書(水色の用紙)を8月上旬頃から順次発送します。

内容をご確認のうえ、必要書類を添付し、同封の返信用封筒でご返送いただくか、同封の二次元コードからオンライン申請してください。



※必要に応じて転入前住所地へ税情報や過去の給付金の支給状況などを照会し、審査後に支給の可否を判断します。

振込日安は、市が書類を受理し、審査が完了した日から市公式HP▼約1か月後です。

申請期限 10月31日(金)※消印有効



- 専用コールセンター(平日9時~17時) ☎0120-666-802
- 本庁舎2階特設窓口(平日9時~16時45分)

## × 指導できない事例

### ①現住している家敷地からの木の越境の相談

木は、所有者または管理者の財産にあたり、条例で定めるあき地に該当しないため、指導できません。

### ②墓地からの木の越境・雑草繁茂の相談

墓地は、あき地管理の条例が適用されないため指導できません。

## あき地に関する相談・処理状況(令和6年度)

相談 152件 対応 152件(完了 146件/継続中 6件)



あき地の適正管理と快適な街づくりへご協力お願いします。

環境衛生課 ☎951-1530

## 法律相談について

行政は、法令や条例に基づいて指導などを行っているため、指導できない事案は、基本的に自己対応になります。当事者間で解決できないときは、民事調停や裁判などで解決する方法もあります。無料の法律相談も利用できます。

◆無料法律相談(事前予約制) 環境衛生課 ☎862-9955

市内のあき地<sup>※1</sup>は、土地の所有者(管理者)の責任で管理していただいているが、近年あき地の雑草に関する苦情が非常に多く寄せられています。あき地の雑草を放置していると、害虫の発生源となり不衛生であるだけでなく、ごみの不法投棄など、様々な問題を引き起こす恐れがあります。

※1 あき地とは、住宅地域に所在する土地で、現にあき地の管理者が使用していないもの

## 条例で管理が定められています

あき地の管理者は、あき地が不良の状態<sup>※2</sup>にならないよう常に適正に管理する義務があります。市では、あき地が不良の状態と認められるときは、管理者などに対し、雑草の除去について指導などを行い、清潔な生活環境の保持に努めています。

※2 不良の状態とは、雑草が生い茂り、放置され、周囲に迷惑を及ぼすような状態を指す。

## あき地管理の適正化に関する条例

### ◎ 指導できる事例

現に使用されておらず、雑草が繁茂し周囲に迷惑を及ぼしている「あき地」の相談  
火災、犯罪の発生を予防し、清潔な生活環境を保持するため、土地所有者または管理者に除草の指導を行います。



あき地を所有するみなさん  
雑草、放置していませんか?

広告

# お持ちの不動産を弊社が直接買取致します!!



- 早めに売却したい
- 調査から売却まですべてお任せしたい
- 周りに知られたくない

査定無料! お問い合わせはこちる

お支払い最短

5日

仲介手数料

不要

訳あり

物件  
相談可

軍用地

も対応

てるまさリース  
那覇市泉崎1丁目12番15号

TEL.098-943-4355  
平日9:00~17:00(土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み)

